

中華人民共和国刑法修正案（6）

2006年6月29日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國刑法修正案（6）

（2006年6月29日第10期全國人民代表大會常務委員會第22回會議可決 2006年6月29日中華人民共和國主席令第五1号公布）

1. 刑法第134条を次のように改正する。「生産、作業中に関連の安全管理の規定を違反し、それにより重大な死傷事故が生じた或いはその他深刻な結果を招いた場合、3年以下の有期徒刑又は拘留に処する。情状が極めて悪質な場合は、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。
他人に違法で危険を犯すような作業を強要し、それにより重大な死傷事故が生じた或いはその他深刻な結果を招いた場合、5年以下の有期徒刑又は拘留に処する。情状が極めて悪質な場合は、5年以上の有期徒刑に処する。」
2. 刑法第135条を次のように改正する。「安全な生産施設又は安全な生産条件が国家の規定に符合せず、それにより重大な死傷事故が生じた或いはその他深刻な結果を招いた場合、直接的な責任を負う主管人員とその他直接責任者に対して、3年以下の有期徒刑又は拘留に処する。情状が極めて悪質な場合は、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。」
3. 刑法第135条に次の一条を加え、第135条の1とする。「大規模な大衆性の活動を安全管理規定に違反し開催し、それにより重大な死傷事故が生じた或いはその他深刻な結果を招いた場合、直接的な責任を負う主管人員とその他直接責任者に対して、3年以下の有期徒刑又は拘留に処する。情状が極めて悪質な場合は、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。」
4. 刑法第139条に次の一条を加え、第139条の1とする。「安全事故の発生後、報告責任を負う人員が事故の状況を報告しない或いは虚偽の報告をし、事故の緊急措置に悪影響を及ぼし、その情状が極めて深刻な場合は、3年以下の有期徒刑又は拘留に処する。情状が極めて深刻な場合は、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。」
5. 刑法第161条を次のように改正する。「法に基づき情報公開の義務を負う会社、企業が、株主と社会公衆に虚偽又は重要な事実を隠蔽した財務会計報告書を提供した、或いは法に基づき公開しなければならないその他重要な情報を規定に背き公表しない、株主又はその他の人の利益に深刻な損害を与えた、或いはその他深刻な情状があった場合、その直接責任を負う主管人員とその他直接責任者に対して、3年以下の有期徒刑又は拘留に処し、併せて2万元以上20万元以下の罰金に処する、或いは2万元以上20万元以下の罰金を処する。」
6. 刑法第162条の1に次の一条を加え、第162条の2とする。「会社、企業が財産の隠匿、虚偽の債務の引受け或いはその他の方法で財産の移転、処分を行う、虚偽の破産を行うなどして、債権者又はその他の人の利益に深刻な損害を与えた場合、その直接責任を負う主管人員とその他直接責任者に対して、5年以下の有期徒刑又は拘留に処し、併せて2万元以上20万元以下の罰金に処する、或いは2万元以上20万元以下の罰金を処する。」
7. 刑法第163条を次のように改正する。「会社、企業又はその他組織の従業員が職務上の便宜を利用し、他人の財産を要求する又は不法に他人の財産を受領する場合、他人の為に利益を得ようと企て、その額が比較的大きい場合、5年以下の有期徒刑又は

拘留に処する。金額が巨額の場合、5年以上の有期懲役に処し、併せて財産を没収することができる。

会社、企業又はその他組織の従業員が費用のやり取りにおいて、職務上の便宜を利用し、国家の規定に違反し、各種名義のリベート、コミッションを個人の所有に帰した場合、前項の規定に基づき処罰を与える。

国有会社、企業又はその他国家機関に従事する公務員と国有会社、企業又はその他国有機関から派遣され非国有会社、企業及びその他組織に従事する公務員に前2項の行為があった場合、本法第385条、第386条の規定に基づき罪状を言い渡し、処罰を与える。」

8. 刑法第164条の第1項を次のように改正する。「不当な利益を得るために、会社、企業又はその他組織の従業員に金銭や物資を与え、その額が比較的大きい場合、3年以下の有期懲役又は拘留に処する。金額が巨額な場合は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、併せて罰金に処する。」
9. 刑法第169条に以上加えて、第169条の1とする。「上場会社の取締役、監査役、上級管理職員が会社の忠実義務に背き、職務の便宜を利用し、上場会社を操り次の行為にひとつでも従事し、上場会社の利益に重大な損失をもたらした場合、3年以下の有期懲役又は拘留に処し、併せて罰金に処する、或いは罰金を処する。上場会社の利益に極めて重大な損失をもたらした場合は、3年以上7年以下の有期懲役に処し、併せて罰金を課する。」
 - (1) 無償でその他組織や個人に資金、商品、サービス又はその他資産を提供した場合。
 - (2) 明らかに公正とはいえない条件で、資金、商品、サービス又はその他資産を提供した或いは受領した場合。
 - (3) 明らかに弁済能力のない組織や個人に、資金、商品、サービス又はその他資産を提供した場合。
 - (4) 明らかに弁済能力のない組織や個人に担保を提供した、或いは正当な理由もなくその他組織や個人に担保を提供した場合。
 - (5) 正当な理由もなく債権や債務を放棄する。
 - (6) その他方法で上場会社の利益に損害を与えた場合。

上場会社の経営権を有する株主又は事実上会社を統制する者が、上場会社の取締役、監査役、上級管理職にある者に前項の行為を行なうよう指図した場合、前項の規定に基づき処罰する。

前項の罪を犯した上場会社の経営権を有する株主又は事実上統制する者が組織にいる場合、組織に対して罰金の判決を下し、併せてその直接責任を負う主管人員とその他直接責任者に対して、第1項の規定に基づき処罰する。

10. 刑法第175条に1条加えて、第175条の1とする。「詐欺的行為で銀行やその他金融機関から貸付、手形、信用状、保証書などを得て、銀行やその他金融機関に重大な損失を与える或いはその他情状が深刻な場合は、3年以下の有期懲役又は拘留に処し、併せて罰金に処する又は罰金を処する。銀行やその他金融機関に極めて重大な損失をもたらす或いはその他極めて情状が深刻な場合は、3年以上7年以下の有期懲役に処し、併せて罰金に処する。」

組織が前項の罪を犯した場合、組織に罰金の判決を下し、併せてその直接責任を負う主管人員とその他直接責任者に対して、前項の規定に基づき処罰する。

11. 刑法第182条を次のように改正する。「次の状況がひとつでもあり、証券、先物取引を操作し、情状が深刻な場合は、5年以下の有期懲役又は拘留に処す、併せて罰金を課す或いは罰金を課す。情状が極めて重大な場合は、5年以上10年以下の有期懲役に処し、併せて罰金に処する。

- (1) 単独或いは共謀して、集中資金の優位、持株や所有株の優位や情報の優位を利用して共同或いは連続して売買し、証券や先物取引の価格や証券、先物取引の量を操作した場合。
- (2) 他人と口裏をあわせ、事前に決められた時間、価格等方法により、証券、先物取引を行い、証券、先物取引の価格や証券、先物取引の量に影響を与えた場合。
- (3) 事実上自己でコントロールできる口座間で証券取引を行なう、或いは自己を取引の対象として、自分で売り買いする先物契約により、証券、先物取引の価格や証券、先物取引の量に影響を与えた場合。
- (4) その他方法で証券や先物市場を操作した場合。

前項の罪を組織で犯した場合、組織に対して罰金の判決を下し、併せてその直接責任を負う主管人員とその他直接責任者に対して、前項の規定に基づき処罰する。」

12. 刑法第185条に1条加えて、第185条の1とする。「商業銀行、証券取引所、先物取引所、証券会社、商品先物取引会社、保険会社又はその他金融機関が、受託義務に背いて、無断で顧客の資金やその他委託、信託財産を運用し、情状が深刻な場合は、組織に対して罰金の判決を下し、その直接責任を負う主管人員とその他直接責任者に対しては、3年以下の有期懲役又は拘留に処し、併せて3万元以上30万元以下の罰金に処する。状況が極めて重大な場合は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、併せて5万元以上50万元以下の罰金に処する。

社会保障基金の管理機構、住宅公共積立金管理機構などの公衆の資金管理機構及び保険会社、保険資産会社管理会社、証券投資基金管理会社が、国家规定に違反し資金を運用した場合、その直接責任を負う主管人員とその他直接責任者に対して、前項の規定に基づき処罰する。」

13. 刑法第186条の第1項、第2項を次のように改正する。「銀行又はその他金融機関の従業員が国家の規定に違反し融資を行い、その額が巨額或いは深刻な損失を招いた場合、5年以下の有期懲役又は拘留に処し、併せて1万元以上10万元以下の罰金に処する。その額が極めて巨額又は極めて重大な損失を招いた場合は、5年以上の有期懲役に処し、併せて2万元以上20万元以下の罰金に処する。

銀行又はその他金融機関の従業員が国家の規定に違反し、関係者に融資を行った場合、前項の規定に基づき嚴重に処罰する。」

14. 刑法第187条第1項を次のように改正する。「銀行又はその他金融機関の従業員が顧客の資金を吸収し入金せず、その額が巨額或いは深刻な損失を招いた場合、5年以下の有期懲役又は拘留に処し、併せて2万元以上20万元以下の罰金に処する。額が極めて巨額又は極めて深刻な損失を招いた場合、5年以上の有期懲役に処し、併せて5万元以上50万元以下の罰金に処する。」

15. 刑法第188条第1項を次のように改正する。「銀行又はその他金融機関の従業員が規定に違反し、他人のために信用状又はその他保証書、領収書、預金証明書、資産信用調査証明書を発行し、情状が深刻な場合、5年以下の有期懲役又は拘留に処する。情状が極めて深刻な場合は、5年以上の有期懲役に処する。」

16. 刑法第191条第1項を次のように改正する。「麻薬犯罪、暴力団的性質の組織犯罪、テロ活動の犯罪、密輸犯罪、汚職収賄犯罪、金融管理秩序を破壊するような犯罪、金融詐欺犯罪などによる所得及びそれにより生じた利益が明白であり、その出所を粉飾、隠蔽し、次の行為がひとつでもあった場合は、犯罪所得及びそれにより得た収益以上の金額を没収し、5年以下の有期懲役又は拘留に処する。併せてマネーロンダリングの金額の5%以上20%以下の罰金に処す又は罰金を処する。情状が深刻な場合は、5年以上10年以下の有期懲役に処し、併せてマネーロンダリングの額の5%以上20%以下の罰金に処する。

- (1) 資金口座を提供する。
- (2) 財産を現金、手形、有価証券に交換することに幫助する。
- (3) 帳簿の振替やその他決算方法を通じて資金の移動を幫助する。
- (4) 資金を国外へ送金することを幫助する。
- (5) その他の方法で犯罪所得及びその収益の出所と性格を粉飾、隠蔽する。

17. 刑法第262条に1条を加え、第262条の1とする。「暴力、脅迫的手段で、身体障害者や14歳未満の未成年を組織し物乞いをさせた場合、3年以下の有期懲役又は拘留に処し、併せて罰金を課す。情状が深刻な場合、3年以上7年以下の有期懲役に処し、併せて罰金を課す。」

18. 刑法第303条を次のように改正する。「営利目的で、大勢を集めて賭博を行う又は賭博を生業とした場合、3年以下の有期懲役、拘留、拘置刑に処し、併せて罰金を課す。“賭博場を設けた場合、3年以下の有期懲役、拘留又は拘置刑に処し、併せて罰金を課す。情状が深刻な場合、3年以上10年以下の有期懲役に処し、併せて罰金を課す。

19. 刑法第312条を次のように改正する。「犯罪所得及びその収益を隠匿、移転、買付け、代理販売又はその他の方法で粉飾、隠蔽したことが明白な場合、3年以下の有期懲役、拘留、拘置刑に処し、併せて罰金に処す又は罰金を処する。情状が深刻な場合、3年以上7年以下の有期懲役に処し合わせて罰金を課す。」

20. 刑法第399条に1条を加え、第399条の1とする。「法に基づき仲裁の職責を引き受けた人員は、仲裁活動において故意に事実と法律に違背し法律を捻じ曲げた採決をし、情状が深刻な場合、3年以下の有期懲役又は拘留に処する。情状が極めて深刻な場合は、3年以上7年以下の有期懲役に処する。」

21. 本修正案は公布日より施行とする。